

船橋市教育委員会組織規則

第14条 第9条に規定する生涯学習部各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

文化課

- (1) 文化施設の設置に関する事。
- (2) 芸術文化の振興及び事業に関する事。
- (3) 芸術文化団体の育成**指導**に関する事。
- (4) 文化財の調査及び保護に関する事。
- (5) 文化財の啓発普及活動に関する事。
- (6) 文化財保護団体の育成指導に関する事。
- (7) 市民ギャラリー及び茶華道センターに関する事。
- (8) 市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館との連絡調整に関する事。
- (9) **文化・スポーツ公社**(文化振興に関する事に限る。)に関する事。
- (10) 埋蔵文化財調査事務所に関する事。

<参考>

※他市の規定

千葉市 文化振興課

- (4) 文化芸術活動の**支援**に関する事。

市川市 文化芸術課

- (4) 市民文化活動の**推進**に関する事。

柏市 文化課

- 2 市民の芸術文化活動の**支援**に関する事。